

定額減税説明会受付中

令和6年度(2024年度)税制改正大綱において、令和6年分の所得税について定額による特別控除(定額減税)を実施されます。

政府が実施する定額減税では、1人あたり年間で所得税が3万円、住民税が1万円減税され、会社員など給与所得者については、扶養家族の分も含めて、6月以降、支給される給与やボーナスに反映されます。

所得税は減税分に達するまで6月から一度に、または複数に分けて税額から差し引かれ、給与明細には減税額が明記されます。

一方、住民税は、来月一律で徴収されず、7月から来年5月までの11か月で減税分を反映した税額が徴収されることになります。

早期に定額減税事務に着手できるよう、制度の概要及び実施方法等について以下のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

■開催日時

令和6年6月10日(月) 14時から

■開催場所

柳川市商工会大和支所 2F

■相談時間

1時間30分程度

■講師

大牟田税務署

■対象者

給与支払者(事業者)

■募集

先着30名

■申込方法

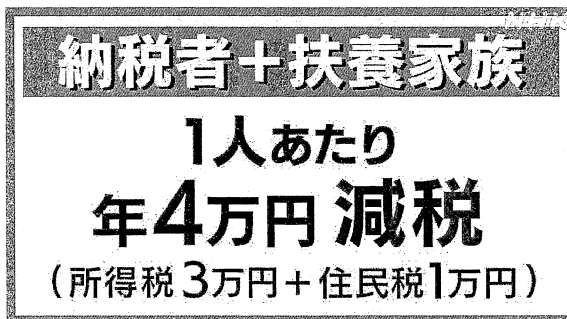
下記へ申込書(この用紙)をFAXするか又はお電話ください。(6月7日締切)

柳川市商工会本所 TEL 0944-73-5400 FAX 0944-73-0892

柳川市商工会大和支所 TEL 0944-76-2694 FAX 0944-76-4643

■主催 柳川市商工会青色申告会

■共済 柳川市商工会



定額減税説明会申込書

下記のとおり、説明会に参加します。

事業所名	ご質問
担当者名・連絡先	
氏名	
TEL	